

## 計画策定専門調査会（第12回）議事録

1 日 時 平成27年11月18日（水） 17:00～18:06

2 場 所 中央合同庁舎 8号館 5階 520 会議室

### 3 出席者

会長	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人 21世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会顧問
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	工藤 由貴子	横浜国立大学教授
同	鈴木 準	大和総研主席研究員
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	天日 隆彦	読売新聞東京本社論説委員
同	二宮 正人	北九州市立大学教授

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方(案)について
- (3) その他
- (4) 閉会

### 5 配布資料

- ・資料1 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(案)
- ・資料2 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(概要)
- ・資料3 男女共同参画会議計画策定専門調査会(第11回)議事録(案)

## 6 議事録

○鹿嶋会長 それでは、ただいまから、第12回「男女共同参画会議計画策定専門調査会」を開催いたします。

本日は、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）につきまして、前回の第11回計画策定専門調査会での御意見等を踏まえて修正を行ったものを皆様にお配りしております。これを御確認いただきまして、委員の皆様から御意見をいただく予定です。

また、基本的な考え方の審議につきましては、今回が最終回の予定でおりますので、御意見がまとまるようであれば、これを男女共同参画会議に報告したいと思っております。

それでは、プレスのカメラ撮りの方はここまででお願いいたします。

（報道関係者退室）

○鹿嶋会長 では、初めに事務局から資料の確認について、説明をお願いします。

○伊藤調査課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1が、前回の専門調査会でお示しをいたしました基本的な考え方の案からの変更点を反映した資料ということでございます。

資料2が、その概要の資料でございます。

資料3に、前回の専門調査会の議事録案をお配りしております。

さらにもう一つ参考資料がございますけれども、こちらは7月に公表した素案の冊子の後ろについていた資料でございます。この基本的な考え方を策定するに当たって3次計画のフォローアップをしたときの資料、当時のままでございますが、最終的に今回の基本的な考え方を男女共同参画会議に答申をする際には、後ろに添付資料として付けるということ想定した資料ということで、確認の意味でお配りをしているというものでございます。

それから、黄色いファイルと青いファイルにおいて、3次計画の本体の資料等がつづいてございますので、適宜参照いただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、本日の議題に移ります。

本日の進め方ですが、まず、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）について、前回の第11回計画策定専門調査会後の修正点について事務局から説明をしてもらい、皆様に議論していただきたいと考えております。

次に、基本的な考え方の概要について、資料2を作成しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

基本的な考え方の案につきましては、時間の都合上、3つに分けて議論したいと考えています。時間配分は、「第1部 基本的な方針」と「第2部 政策編」の「政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」で約40分、次の「政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」で約20分、最後に「政策領域Ⅲ 男女共同参画基本計画の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で30分としたいと思っておりますが、早く終わるよう

であれば議事は短めにいたします。進行につきまして、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

では、基本的な考え方について、「第1部 基本的な方針」及び「第2部 政策編」の1つ目の「政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」の部分について、前回第11回専門調査会からの変更点について、事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 それでは、前回の専門調査会からの変更点につきまして御説明をいたします。

まず、「第1部 基本的な方針」でございます。3ページ、「M字カーブ問題と働き方の二極化」でございますけれども、第一子出産を機に約6割の女性が「離職し」と書いておりましたけれども、離職の理由は出産以外にもあるということで、「離職するなどし」という書き方としております。

また、委員の御指摘も踏まえまして、従前は「女性の労働力率が子育て期に当たる30歳代」という書き方をしておりましたけれども、子育てをする時期というのは大変幅広い時期でございますので、「子育て等を理由に30歳代で低下する」という書き方に修正をしております。

5ページでございます。ここは「国際社会への積極的な貢献の重要性」でございます。これも前回の専門調査会で、女子差別撤廃条約という大変重要な条約にも言及するべきであるという御意見をいただきましたので、その旨、「女子差別撤廃条約等の積極的遵守の観点からも」という一文を追記したところでございます。

続きまして、「第2部 政策編」、政策領域としては1つ目の「あらゆる分野における女性の活躍」の第1分野、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の部分でございます。

8ページの1の(2)でございますが、当初、「労働基準法等の改正(P)を踏まえ」と書いてございましたけれども、労働基準法が現在継続審議ということでございますので、この「P」を外し、そのかわり「中小企業における」から、「年次有給休暇の取得促進等」という法律の内容を書いた上「法整備の推進を図る」という時点修正をさせていただいております。また、「労働時間等設定改善指針の改正(P)の状況」となっていましたが、「P」を外すという修正をしたところでございます。

それから、8ページの下でございます。「家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備」の(1)の基本的方向でございますけれども、前回の専門調査会で、男性が介護を行う場合に女性よりも難しい問題があるということに言及するべきであるという御意見をいただきましたので、「一方、男性介護者は、家事に不慣れ等の状況があり、孤立した介護生活となっている例もある。このため、男性に両立支援制度の活用を促すことより、男性の家庭生活への参画を強力に促進する必要がある」とさせていただきます。

続きまして、9ページでございます。(2)具体的な取組のア「企業における経営者及び管理職等の意識啓発」のところでございます。①で、男性社員の育児休業取得の促進については、前回の専門調査会で、経営者の意識改革が大変重要であるということで、「経営者

等の意識改革や」という文言を入れてございます。

また、10ページでございますけれども、ここも前回の専門調査会の中で、子供の時期から男女共同参画についての認識を持ち、また男性が家庭に参画することに対する理解を深めていく必要があるということで、10ページの一番上に「子供」も追加をさせていただいております。「子供」を追記したことから、もともとは「意識を変革し」としておりましたけれども、「理解を深め」という形で、文言の適正化を図ったところでございます。

また、10ページの⑥でございます。学校教育等での男女共同参画の意識を高めていくことが大事だということでございますけれども、「意識」という言葉が1つのパラグラフに3つあるという御指摘をいただきましたので、文言の精査をいたしました。

同じ10ページの「4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」の(2)の①でございます。これは、女性活躍推進法の国会の審議での附帯決議の中に「施行後3年の見直しを積極的に検討する」と書いてございますので、まずは1つここに書かせていただいております。

それから、11ページでございます。5の(2)でございますけれども、これは時点の修正ということでございます。大変恐縮に存じます。

それから、第2分野、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」でございますけれども、13ページでございます。政治分野の(2)具体的な取組でございます。ここにつきましては、前回の専門調査会で、文章が長くて読みにくい部分があるという御指摘をいただきましたので、文章を短くしたり、あるいは一文が長くなっていたところを区切るなどして、文章の読みやすさを考えて修正をさせていただいたところでございます。

それから、行政分野でございます16ページの1行目は、これはもともと「登用参画拡大」となっておりますけれども、文言の適正化ということで、これは事務局のほうで「登用拡大」に修正をいたしました。

また、同じ16ページの⑧でございます。もともとは「夏の生活スタイル変革（通称：ゆう活）」としておりましたけれども、「ゆう活」というのを先にして、「夏の生活スタイル変革」を括弧で注書きにしたいと、これは内閣官房のほうから意見がありましたので修正をしております。

また、17ページでございます。経済分野でございますけれども、女性活躍推進法の施行を「同年8月」と書いておりましたけれども、同年の引いている年もないことと、施行は9月でございます。こういったこともありまして、ここは削除をさせていただいております。

それから、18ページの上から2行目でございますけれども、これは「地方自治体」と書いておりましたのを全体として「地方公共団体」に修正をしたという、全体の文言の修正でございます。

第3分野、「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」、21ページ以降のところでございますけれども、22ページは先ほど申し上げました「労働基準法の改正(P)を

踏まえ」というところの(P)をとってという時点の修正を事務局でさせていただいたということでございます。

また、22ページの下の方ですが、これも先ほど申しあげました「ゆう活」という言葉のほうを前に出すという修正でございます。

24ページでございます。ここは「女性が活躍するための前提となる人材育成」でございますけれども、エの①の2つ目のポツです。もともとは、育児をしつつ活躍する女性労働者を増やすため、育児休業等を取得しても中長期的に処遇の差を取り戻す等々の職場マネジメントと書いておりましたが、女性に限る話ではございませんので、ここは「男女労働者を増やす」という修正をさせていただきました。

25ページでございます。ここは雇用機会均等の関係でございますが、前回の専門調査会で、女性活躍推進法の国会審議の附帯決議の中での、女性活躍推進法の施行後3年の見直しとあわせて男女雇用機会均等法の改正についても検討を進めるという文言を追記すべきであるという御意見をいただきましたので、その旨をここに⑥として追記をさせていただきました。

27ページでございます。これは先ほども修正の御説明をいたしました育児をしつつ活躍する「女性労働者」を「男女労働者」と、女性に限らないという修正をさせていただいたところでございます。

第3分野につきましては以上でございます。

○池永総務課長 続きます、第4分野です。第4分野は全般的にもともと「農業」という記述が多かったのですが、適切な場合にはできる限り「農林水産業」という包括的な表現を記述しております。例えば31ページとか33ページ、34ページ、35ページ、36ページなどに「農林水産業」という記述に修正してございます。

32ページにお戻りいただきまして、イの④でございますが、こちらは専門調査会でノウハウを持った人材の力を生かすということを書くべきという御意見をいただきましたので、ここで「住民が多様な経験を生かし」という文言を追加しております。

また、33ページのアの①のポツのところでございますが、これは農業協同組合法改正で規定が置かれたことを十分に踏まえて、市長村長や選出母体となる地区の組織等への働きかけを強化ということを書くべきという意見をいただいたので、その旨を記述しているところです。

第4分野については以上でございます。

○大隈推進課長 第5分野でございます。37ページ以降の「科学技術・学術における男女共同参画の推進」の部分でございます。

ここは、1の女性参画の拡大の(2)具体的な取組のア、①のところでございます。もともとは「科学技術基本計画（P）次期（第5期）科学技術基本計画の検討状況に応じて修正）における数値目標を踏まえつつ」と書いてございましたけれども、現在、この第5期の科学技術基本計画につきましては、計画を策定するに当たっての考え方の検討をしている状

況で、まだ第5期の基本計画自体の検討には着手されていないということもございましたので、ここは時点の修正をさせていただいた上、この記述については②のほうに書くということ。①は既に行われていること、女性活躍推進法ですとか、そういったことを中心に書き、②のほうで、次期（第5期）科学技術基本計画における目標を踏まえつつ、科学技術・学術分野における女性の採用・登用に関する数値目標をこちらの男女の基本計画でも設定するというような書きぶりにしました。これは事務局のほうでの修正でございます。

また、39ページでございますけれども、これは前回の専門調査会の御意見で、任期付き研究者の方に対する育児休業制度の周知も重要であるけれども、実際に制度があっても取れないということのないようにという御意見をいただきましたので、「育児休業等を取得しやすい職場環境の整備及び意識改革を進める」ということを追記しまして、「利用を促進する」というふうに結んだという修正をさせていただきました。

修正点については以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今、基本的な方針及び政策編の1番、「あらゆる分野における女性の活躍」について説明していただきましたが、質問とか意見がございましたら伺いたいと思います。どうぞ。

○柿沼委員 今さらなのですが、1ページに目次がありますが、政策編の「あらゆる分野における女性の活躍」で、1番が「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」、2番が「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、3番が雇用等、そして次が農林業、科学技術というふうになっているのですが、女子差別撤廃条約もそうですが、政策・方針決定の②と①をそっくり入れかえたほうがいいのではないかと思います。①と③は関連が深いですし、ジェンダー・ギャップ・インデックスの女性の立場を上げていくためにも、政府・行政、そういった最初のところのものが②を①にして、①を②というふうに置きかえたほうがいいのではないかと、差別撤廃条約とかをいろいろ読み比べてみて思ったのですが、意見です。

○鹿嶋会長 意見として聞いておきます。ただ、私の個人的な考え方ですが、男性中心型労働慣行というのは、これまで公聴会でもずっと説明してきましたように、今回の第4次計画の一つのキーポイントなのです。これが全体を刺し貫いているわけです。ですから、私はこの配列でいいのではないかと考えているのですが、柿沼委員の意見も意見として承りました。

○柿沼委員 男女活躍推進法が連なっている柱だというのはよくわかります。

○鹿嶋会長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 1点だけ確認でございます。11ページの5の(2)の税制調査会のところで、26年を27年に変えるという話ですが、これは別に何か間違っていたわけではなくて、26年11月に出されたいわゆる第1次レポート、これは個人所得課税について働き方の中立性などを考えた内容だったと思いますが、それが従前はここに書いてあったという認識を持っております。今回それが、11月13日に新たに出た、もう少し視点が広い、経済社会の構造変

化を踏まえた税制のあり方全般についての論点整理に内容を変更したという認識で良いでしょうか。私もまだ税調の新しい論点整理を読み込めていないのですが、この書き方が「個人所得課税の諸控除の在り方について」のままでも、今回新しくまとまった論点整理との関係で、今回は幅広い論点になっているという意味でこのままでよろしいのかどうか。それから、「論点整理等」の「等」というのは何を想定しておられるのか、事実関係と書き方の確認でございます。

○伊藤調査課長 御指摘いただきましたとおり、先般13日に政府税制調査会で、「経済社会の構造変化を踏まえ税制のあり方に関する論点整理」という、かなり分厚い冊子のレポートがまとまりました。もともとは、昨年11月の第1次レポートを踏まえた表記をしたつもりでございますけれども、幅広くまとまった新しい論点整理が出ましたので、これらも全体として踏まえるということで、「等」というのはそれを全体的に指したものと御理解をいただければと。27年11月にまとめた論点整理というのは、今おっしゃった経済社会構造全体の方の論点整理で、前回までにお示ししていた第1次レポートなども当然踏まえるということで、全体を指してこれを表記していると理解していただければと思います。

○鹿嶋会長 ほかほかでございますか。どうぞ。

○辻村委員 政治分野、13ページについての意見と、修正のお願いを1カ所させていただきますと思います。

意見のほうですけれども、これは何度も申し上げたところですが、日本の男女共同参画の現状からすれば、政治分野が非常に遅れているので、ここを何とかしないといけなと考えます。これに対して、基本的方向に関する記述が、「政党に働きかける」という表現にとどまっていることを非常に残念に思い、もう少し他の表現にならないかという発言を、何度も繰り返しさせていただきました。この点が、今後の課題であるということ、意見として述べさせていただきますと思います。

それに関係して、(2)具体的取組のアの③のところ、両立支援の整備のところも、国が政党に対して働きかけを行うという形になっております。これに対して、その下にありますイの地方の①では、両立支援体制の整備及び環境整備について、政党や地方六団体に対して働きかけを行うというように違いが出ています。地方のほうは、御承知のように、地方六団体ですから、知事会とか、議長会とか、執行だけではなくて、議会にも働きかけをするという書きぶりになっております。これに対して、③では、政党に対してだけ両立支援を働きかけるというのは、やはり不十分だと思われれます。例えば議会内に託児所が必要であるというときには議院の事務局なども関係してくるでしょうし、深夜に及ぶ国会の運営のあり方などを両立支援に見合うように改める場合でしたら、政党だけでなく議長などにも関係してくるわけですね。

この段階ですので、並べて列挙してくださいとは申し上げませんので、最低限「政党等に対して」ということで、このページの上から3行目にもポジティブ・アクションのところは「政党等」と入れていただいたのと同様に、最低限「政党等」にさせていただきたいと

思います。趣旨は、今申し上げたように、政治分野が非常に遅れていることから、政党のみならずあらゆる機関を通じて男女共同参画を促進していかなければならないということです。よろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかには意見はございますか。後で最終的に何かあれば、また言っていただきます。

次に2つ目の政策領域ですね。「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」について、事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 それでは、「政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、第6分野でございます「生涯を通じた女性の健康支援」、42ページからのところでございますが、変更点を説明いたします。

43ページでございます。前回の専門調査会での御意見を踏まえまして、男性の自殺について書いてございましたけれども、ここは精神面での孤立のほか、経済面あるいは仕事の面、そういったことが背景にある自殺も多いのではないかと御指摘をいただきましたので、「若年層を含め経済・生活問題や勤務問題が背景にある自殺も多い」ということを追記させていただきました。

また、44ページ、これは2カ所ございますが、どちらも同じ内容でございます。ここににつきましては、もともとは「子宮内膜症・子宮頸がん等の早期発見と治療による妊孕性低下の防止」と書いてございました。ここは、子宮内膜症の場合には妊孕性の低下、ただ、子宮頸がんの場合場合には妊孕性もなくなることもあるということで、両方を含めた記述をしたほうがいいのではないかと御指摘もいただきましたので、「健康の保持」という書き方で、両方読めるような形で修正をさせていただきました。前回の御意見を踏まえての修正でございます。

45ページでございます。一番上でございますけれども、ここにつきましては、もともと老年期のほうに生活習慣病の予防を書いてございましたけれども、老年期に生活習慣病の予防というのでは、もう遅いのではないかと御指摘をいただきましたので、(ウ)の「更年期」のほうに生活習慣病の予防につきまして記述を移させていただきました。

逆に、(エ)の「老年期」のほうでございますけれども、生活習慣病の予防というよりも、むしろ認知機能の低下であったり、ロコモティブシンドローム等々の運動器症候群、こういったものの予防、こういうほうが大事であるという御指摘を踏まえまして、修正いたしました。

また、46ページでございます。前回の専門調査会で、医療分野においてもハラスメントのない職場環境の整備を促進していくことが重要であるという御指摘を踏まえまして、記述を追記いたしました。

第6分野は以上でございます。

○小林暴力対策推進室長 続きまして、第7分野、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分でございます。こちらの部分につきましては、前回の計画策定の専門調査会でいただ



いた御指摘と、その翌日に暴力の専門調査会でこの部分をお諮りしていますので、そこでもいただいた意見をあわせての修正でございます。

では、説明させていただきます。まず、49ページ、四角囲みの目標の部分でございますが、「社会風土の醸成」というところを「社会環境の整備」と直しております。こちらについては、風土ではなくて環境の整備ということで、一步さらに進めるべきではないかという御意見をいただいておりますので直しております。

同じ49ページの1の(1)の部分も同じ趣旨での修正でございます。

続きまして、50ページでございます。これは、②の部分で職務関係者に対する周知・啓発を行うというところで同じ文言、具体的には、「女性に対する暴力の根絶に向けた理解」という形で入れていたのですが、④の部分については、暴力の根絶に向けた理解というよりは、さらにもう少し広い認識が必要だということで御指摘がございまして修正しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして51ページでございます。これは配偶者等からの暴力に対する具体的な取組の部分でございますが、②のところ、二次被害の防止、あと相談員の質の向上のところ、相談員以外の関係者についても同様に質の向上が必要だという御指摘をいただいておりますので、修正しております。

同じページの⑥の部分でございます。ここは被害者のお子さんに対する支援の部分でございますが、支援の中でも精神的ケアという部分が非常に大事だという御指摘をいただきましたので、特出しする形で記載をいたしました。続きまして、53ページでございます。ここは性犯罪の対策の部分でございますけれども、⑨でございます。性犯罪に関する罰則のあり方について、法務省のほうで法制審議会に正式に諮問して審議が始まっておりますので、「法制審議会における審議結果を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる」と修正をいたしております。

続きまして、55ページでございます。ここは人身取引の部分でございますが、最初書いていた文言について、もう少し人身取引というのが深刻だというのがわかるようにという御指摘がありましたので、「人身取引が」という文字を最初に持ってきて、あと「ことに鑑み」というふうにして、ニュアンスが出るように修正いたしました。

以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして、第8分野でございます。飛んでいただきまして、61ページ、最後のところでございます。もともと健康分野で御指摘をいただいたところではございませんけれども、性同一性障害の児童生徒が相談できる環境という御指摘があったことを踏まえまして、最後の文章のところを「関係機関と連携し、児童生徒等を対象とする学校の相談体制や、人権相談所等の相談体制の充実を図る」という記載にしております。

以上です。

○鹿嶋会長 6、7、8分野に対しての意見、あるいは質問があれば、お伺いしたいと思います。

○種部委員 前回の意見を反映していただいております。44ページの更年期のところ、「受診率の低い被扶養者への働きかけなど」ということですが、これは被扶養者の受診率が低いのですか。現実をちょっと踏まえていただきたいなど。私もはっきり把握はしていないのですけれども、例えば労働者でありますと、就労していますと職域の中で必ず検査をするということが罰則なしの規定で多分あると思うのですけれども、そうではない被扶養者の場合は、国民健康保険の扶養者、あるいは国保の被保険者などは特定健診、住民健診の形でやっていると思うのです。一番徹底されていないのが非正規の場合に、職域の中でちゃんと健診が提供されていないということ。この年代の女性には非正規雇用が多いということで、これは被扶養者になるのか、雇用されている側でありながら正当な健診のチャンスを持っていないのかははっきりわからないのですが、被扶養者という言い方で全部がカバーできるかどうか疑問がございますので、そこを精査し健診を受けていないグループを把握するということが大事だと思うので、考えていただければと思います。

もう1点、54ページのところを読んでいて気づいたのですけれども、性暴力のところです。性虐待の部分で、これは今回の修正には入っていない部分ですけれども、具体的な取組、53～54ページのところですが、3行目、「被害児童の保護」とその後、「加害者の摘発と適正な処罰等に向けた必要な施策を実施する」というのはそのとおりですけれども、保護をするだけではなくて、例えばアメリカなどに行きますと、司法面接というやり方で、それをもって1回の事情聴取できちっと摘発にもっていけるほどの法的な証拠となるような捜査の仕方をしていると思うのですが、保護だけではなくて適正な捜査というのが適当かどうかわかりませんが、仕組みというのを考えていく必要があるのではないかと思いますので、今さらですけれども、追加として発言させていただきます。

以上です。

○鹿嶋会長 54ページのところはわかりました。今の仕組みで大丈夫ですか。

○種部委員 「児童相談所、警察等においては」と書いてあるので、そこに「司法」は入っていないのですけれども、多分検察も本来は一緒にそこでするのが司法面接のあり方ではないかと思いましたが、どうなのでしょう。

○小林暴力対策推進室長 「等」で読めると言えば読めるのですが、できればこのままでとは思うのですが、一応入っていると思います。

○種部委員 「等」に入っているということですか。

○鹿嶋会長 さらに入れたほうがいいのか。適正な捜査。

○種部委員 警察、児童相談所は地方自治体のほうですよ。検察になると国の機関なのですけれども、地域の中でちゃんと連携が図られていけばいいのですが。第一報の通告は児童相談所あるいは警察のほうに来ると思うのですが、その後、そこで初めてお話を聞いたことが、例えば私たちが病院でCTを撮ったり、DNAをとったりするのと同じぐらいの法的な意味があると思うのです。子供に供述を促しますと、何回も話していると言うことが変わってくる、大人の顔色を見て言い方を変えてくるので、1回の供述で司法面接を成功

させるというのはすごく大切なことだと思っていまして、児童相談所でお話を聞く、警察で聞く、その後で検察で聞くではいけないような気がいたしますので、連携を図っていただきたいという思いがございました。

そこで、「児童相談所、警察等」で「等」と入ってはいるのですけれども、検察も含めて1回で司法面接を成功させるという意味で、連携も含めていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 何かあれば。

○小林暴力対策推進室長 全てそのままかどうかはわかりませんが、何らか反映させていただきます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。どうぞ。

○辻村委員 同じく暴力に関するところで、専門調査会のほうでも何度も見ましたものなので申しわけないのですけれども、校閲の見逃しといいますか、単純なミスがありますので訂正させていただきます。

50ページの上から3行目に「充実する」というところが、自動詞のようになっていますので「充実させる」に、少し下には7行目に「研修を充実し」となっていますので、ここも「充実させ」に訂正をお願いします。

それから、56ページですが、「具体的な取組」というのがありまして、②の中にリベンジポルノ法が入っているのですが、これは文言を修正しました関係で、「以下『リベンジポルノ法』という。」という記載が残りましたけれども、実は以下にリベンジポルノ法の文言がありません。そこで、②の2行目の「以下『リベンジポルノ法』という。」というくだりを削除してください。申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

○鹿嶋会長 わかりました。ほかにはどうですか。

○鈴木委員 細かい表現ぶりについてであり、また起草ワーキングチームメンバーとしては大変恐れ入りますが、43ページのアの⑦で直していただいた後のところ、「更には」というところですが、「長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況にある。こうした実態を踏まえ」とあるのですが、もちろんそういう意味ではないと思いますけれども、長時間労働を所与とした上で、生涯の健康を保持するというふうにも読めなくもない。そういう意味ではないと思いますが、今回、第1分野の一番最初に長時間労働の削減ということを言っておりますので、これはもちろん会長に一任いたしますけれども、「こうした実態を踏まえ」ではなく、「長時間労働削減など、働き方改革を進めるとともに」などの表現のほうが良いと思います。何となく長時間労働をしながらも健康を維持する政策を考えているかのような誤読をされてしまうおそれがあるかなと思いますので、意見でございます。

○鹿嶋会長 では、ここは検討しましょう。そういう読み方をされたら心外なので。

ほかにはございますか。

それでは、次に進みます。次に3つ目の政策領域です。「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 続きまして、62ページ以降ということでございます。62ページの前に、まず63ページの具体的な取組を御覧いただきたいと思っております。これまで「家族に関する法制について」の部分に括弧書きで、今後最高裁判決が予定されていることから、答申において記述するとなっておりますが、こちらを改めまして②という形で具体的な文章にさせていただきます。

読み上げさせていただきますが、「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、女性の再婚禁止期間の見直し等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める」と。さまざまな考慮要素を幾つか、国民意識ですとか女子差別撤廃委員会の最終見解といった考慮事項をまず記載した上で、民法改正の論点でございます婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏の導入、女性の再婚禁止期間の見直し、これらを例示した形での民法改正等に関して、最高裁判決が12月に出されると聞いておりますけれども、その司法の判断も踏まえた検討を進めていくということで、いろいろな判断はあろうかと思っておりますけれども、文章の表現としてはこのような形で、検討を進めるというふうにまとめているということでございます。その関係で、もともと前のページで、基本的な方向のところにも家族に関する法制についてどういうふうを書くかということで括弧書きがございましたけれども、具体的な取組部分との書き分けが必要ですので、基本的な方向の文章では、1行目にあるように、「家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くよう、社会制度・慣行を見直す」というところで基本的な方向はとどめています。その後のところに、税制、社会保障の見直しという表現がありますけれども、こちらは、後ろの具体的な取り組み部分で出てきますので、表現を削除させていただき、その際云々というところにつながっていくという文章の修正をしております。

もともと基本的な方向の税制、社会保障制度の見直しの枕にあった「女性の就業調整等につながる」という表現はこのままですと消えてしまいますので、次の63ページにまた戻っていただきまして、具体的な取組の中での税制、社会保障制度の見直しの①の最初の部分の表現のところに、「女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について」といった形で追記をして、文言としては残るように修正をしたということでございます。

その次のポチの26年を27年にするというのは、先ほどの第1分野のときの議論のとおりでございます。

それから、今のところで、育児・介護の支援基盤の整備、63ページの一番下のところは、法律名を正しく記載するよう変更しました。

第9分野は以上でございます。

○池永総務課長 続きまして、第10分野です。66ページの上の①でございます。もとの文章が長くただらとしておりましたので、最初の2行のところ一旦切るといったような、

読みやすさという点で変えております。

また、もともとは「夫・父親、経営者・管理職等の立場にある男性、若年男女」といったような並べ方をしていたのですが、「若年男女」を前に出しまして、その後、「企業・団体における経営者・管理職等」で、さらにここに「指導的地位」という言葉をつけ加えております。これは影響力の大きい立場の人というのを念頭に置くという意味合いにおいて、こういった文言をつけ加えております。その並びで、「夫・父親」の前も「家庭における」ということをつけ加えました。その結果、夫・父親や経営者・管理職といったところが長くなりましたので、「若年男女」を一番先に出すということで、読みやすさの点で語順を並べかえました。

また、66ページの(2)の③のところは、これは先ほど第1分野で出た9ページのところと同じでございます。

68ページのイの④でございますが、ここはもともと「イノベーション人材教育」という言葉だったのですが、「人材教育」というのはわかりづらいということで、「人材の育成」と直してございます。

続きまして、第11分野でございます。73ページの(2)イ①のところ、「女性、子供」のところに「若者」も追加してございます。これは前回の専門調査会での御意見を踏まえて直したものでございます。

また、74ページの③ですが、もともと「孤立しがちな男性」という言い方をしていたのですが、孤立は男性だけの問題ではないという御意見をいただきましたので、特に男性ということに限らず、「孤立等を防止する取組」という言い方にしております。

11分野については以上でございます。

12分野ですが、75ページ、前回の専門調査会の御意見を踏まえまして、国際会議のところで、1の(1)「女子差別撤廃委員会」を重要な会議ということで追加をしてございます。

また、(2)ア①のところでございますが、これは「情報提供に努める」という文章において、これは前回の御意見を踏まえまして、「政府見解」についても追加をしてございます。

76ページでございますが、これはもともと④のところから女子差別撤廃委員会からの見解ということだったのですけれども、勧告も入れたほうがいいのかという御意見をいただきました。そこは、勧告も含む最終見解ということで、これは第3次の基本計画においても「最終見解等」という言い方をしていますので、それを踏まえまして「最終見解等」という言い方にしております。また、前回の専門調査会の御意見で、「同条約の積極的遵守の観点から」というのを入れたほうがいいのかということがございましたので、追加しております。

76ページの2の(1)、これは「あらゆる段階、国際的な」となっていたのが「や」ということをつけることによって、あらゆる段階ということと政策・方針決定過程と、両方に対して参画ということをわかりやすくといったものでございます。

12分野については以上でございます。

○伊藤調査課長 それでは、最後78ページ、推進体制のところ以降でございますけれども、こちらに「等」という表現が入ったのは、団体が読めるようにということで、形式的に修正をしたところでございます。

次の79ページ、こちらにも「企業」の位置を変更したという修正でございます。

それから、その下の「分析」というところですが、前回の専門調査会で、ジェンダー統計の関係で、把握できるというだけではなくて分析できるという御指摘がございましたので、「分析」という字を追記しております。

○池永総務課長 続きます、地方公共団体の部分でございますが、81ページのイの⑤でございます。これは、前回、地方公共団体が情報提供等を行うように国が働きかけるといような言い方をしていたのですが、これはやはり国の基本計画ということもあり、まず国が行うことを書くということで整理いたしまして、国が男女共同参画センターに対して必要な情報提供を行うとともに、研修の機会を通じてセンター職員の人材育成を支援すると直してございます。

また、⑥、82ページにかかるところでございますが、これも同様に、国が行うということを中心に書き直してございます。そこでは、「先進事例の共有や必要な情報提供を行う」ということを記述しております。

また、前回、「現場の職員の声の反映」という記述がございましたけれども、より広い表現で、「地域のニーズや現場の声を踏まえたものとなるような仕組みづくり」という修正をしております。

以上でございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

意見をいただきたいと思いますが、第9分野、63ページの民法改正については、きょう初めて議論するわけです。そのあたりも含めて御意見を伺えればと思います。

○勝間委員 こちらの本文そのものの内容については特に大きな意見がないんですね。非常に網羅性もありまして、丁寧に議論がされている。私が心配したのは、教育・メディアに対する意識改革、理解推進。私はこれは保証します。メディアの人はまず読みません。ですので、この内容をメディアに伝えようと思った場合に一体どういう工夫が必要なのかということについて、いま一度考えていただきたい。恐らく、私は男女共同参画会議の担当記者でさえ読まないと思います。

○鹿嶋会長 そんなことはない。

○勝間委員 ぎり読むか読まないか。多分、読むとしても恐らく10人とか20人ぐらいの担当者しか読まず、私たちが本当に伝えたいメディア一般の方が読まない可能性が非常に高い。例えばこちらのほうにサマリーがありますけれども、サマリーのほうですら私は読まないと思います。

ですので、もしこういったことをしたいのであれば、一体どうやって教育者やメディアの人たちに伝えるかという工夫と一緒に考えさせていただきたいと思います。

一つのお勧めは、もう少し例えば絵を使うとか、漢字とひらがなの割合を変えるといった形で、一般の人も読むようなもの、サマリーを1つつくるといのがお勧めになります。意見として受け取ってください。よろしくお願ひします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。どうですか。天日委員は。

○天日委員 読まないということはないと思うのですが、一つ賛成できるのは、このサマリーは大事だということです。サマリーを見たときに、前回の基本計画とどこがどう違うのかということを知りやすく説明しておくことは必要だと思います。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。ほかには。どうぞ。

○工藤委員 新しく入りました63ページの民法のところですけども、改正の背景として、家族形態の変化とあるのですが、この内容を押しているものとして、もちろん家族形態の変化もあると思うのですが、家族の機能とか家族関係も含んだ男女の関係性とか、家族規範とか、形態だけではないと思いますので、これは「形態」をとったらおかしいですか。

「家族の変化」としたら、ばくっといき過ぎるでしょうか。形態だけということにとられると、理解がまずいのではないかと思っています。

○鹿嶋会長 それについては議論もかなりあると思うので、預かりにしますので、よろしくお願ひします。

ほかにはどうでしょうか。

○二宮委員 3点あります。最初が63ページで、今議論があったアの②のところ。この記述は家族に関する法制について検討を進めるというふうになっている状況なので、緩やかな形になっていると思いますので、憲法98条、確立された国際法規については誠実にこれを遵守するというところから法制の見直しが本来始まっているはずなので、「法制について、」の後にも「女子差別撤廃条約等の積極的な遵守の観点からも」というのを入れていただいて、「最終見解等も考慮し」という形で文章を締めていただいたほうが、「検討を進める」という程度にとどめているので、そこまで踏み込んでいただければと思います。これが1点目です。

2点目に関しましては、75ページのアの②のところ。前回は発言させてもらったんですけども、「NGOとの対話、連携に努める」、この点に関してはこれまでも実質的にはやってくるわけ。その際に、参考資料、黄色いものの4です、監視専門調査会から出ていた意見、これは男女共同参画会議にも報告されて、実際には承認されているという形で理解しているんですけども、その中の5ページ(1)の総論の4つ目のポチのところ、報告を作成するに当たっては、NGOからヒアリングの際に表明された意見云々で、建設的な対応を進めると書いてあります。

監視専門調査会をこれまで経験してきた中で起きてきたこととして、これまでも対話を進めるという形になっていた。情報交換とかをする場所があったんですけども、結局、その時期が遅過ぎてそこで得られた成果を実際にうまく議論に取り込めないということがあって、この文言が入ったかと思っています。

このことを踏まえて考えると、75ページに戻っていただいて、本来であれば、「NGOとの対話や連携が建設的なものとなるように努める」、対話自体はこれまでもやってこられてきていることですし、「より建設的なものとなるように努める」、これが実際に国際的な潮流を踏まえた状態のはずなので、このぐらいは入れていただきたいというのが2点目です。

3点目に関しまして、76ページの現行の④、これに関しては先ほど見ていただいた監視専門調査会からの意見の資料の4の4ページ、カの部分の2つ目のポチのところになります。こここのところでは、観点から「必要な対話を働きかける」と。その意味で、いろいろな意見を聴取して、必要だというものを働きかけるなどして監視機能を一層強化する、こういう形の提言をして、これについては親会議のほうでも記録に文章として書かれたように記憶をしているのですけれども、この点を踏まえると、今の76ページの④の文章はやはり「必要に応じて取組の強化等」という形で、「強化」という言葉に引きずられすぎているので、「必要に応じて」という形になっていると思うのですけれども、必要な取組等を政府に対して働きかける、単純にして、「やらなければいけないこと」について男女共同参画会議は働きかけるという形にしたほうが、この前の監視専門調査会の答申の意図はより積極的に入ると思われます。さらに加えてやっていただけるとすると、「働きかけるなど、その監視機能を一層強化する」と、ここまで書ければ、それが答申により近い形だろうと思います。

以上3点、時期が遅くて申しわけありませんけれども、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかはありますか。どうぞ。

○高橋委員 75ページに、女子差別撤廃条約との関連で、「政府見解」という文言を加えていただいてありがとうございます。それで、ユネスコの記憶遺産として来年3月までに慰安婦問題が中韓または6カ国の共同申請の準備が進められておりまして、2年後に今回の南京虐殺の登録と同じように、この問題が国際的な大論争になることが予想されるわけでございます。

それで「政府見解」という文言はこれで結構でございますけれども、この女子差別撤廃条約をめぐって、慰安婦問題についてはいろいろと政府側が反論してきた経緯もございます。例えば、平成26年9月、女子差別撤廃条約実施状況第7回、第8回報告が公になっておりますが、その中に「慰安婦問題に対する日本政府の立場及びこれまでの取組」という項目が4としてありまして、17ページですけれども、その中に「慰安婦問題を本条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でない」というのが我が国の基本的な考えであるということが書いてあります。あるいは、本年9月に国連の人権理事会において、韓国に対する日本政府の反論がありました。その中で、「慰安婦問題が国連で本格的に議論される契機となったクマラスワミ報告書などについて言及したい。これらの報告書では20万人もの女性が慰安婦として強制連行されたことが事実であるかのような記述がある、この点についてはこれらの報告書に強い影響を与えたと思われる日本の大手新聞社の記事が、



最近、同新聞社の検証結果を踏まえ、撤回されたことを報告したい、20万人との数字については、女子挺身隊と慰安婦との混同によるもの、強制連行については、関連証言を行った人物の虚偽であったことが明らかになった。このようにメディアの情報が国連へ提起されたこれらの報告書に影響を与えたことには大変残念である。」等の反論がございます。

最後に、来年2月にジュネーブで行われる国連の会議で、この慰安婦問題についての政府報告に対する最終見解が発表されると伺っております。ぜひ、そういうものも含めて情報提供していただきたいという要望でございます。特に文言を変更してくれということではございません。

以上でございます。

○鹿嶋会長 わかりました。

よろしいですか。それでは、これで意見が出尽くしたということですが、それから基本的な考え方の問題、資料2についてはさっきからもうちょっとわかりやすくしろとか、いろいろ意見が出ています。これについて事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 興味深くない資料になっているかもしれませんが、基本的な考え方の文章の概要ということでございますので、プレゼン資料というよりは概要として、何が書いてあるかを要約するということになりますと、書いていないことを書くわけにもいかないものですから、そういう意味での制約がある中での資料として御覧いただきたいと考えております。

資料といたしましては、最初に「目指すべき社会」、これはこの一番に掲げていることでございますので、そのまま原文の表現を使って書いているということでございます。その後「社会情勢についての認識」が何ページかにわたって書いてございますけれども、こちらの中の要約をなるべく盛り込んだということでございます。

それから、右側の策定方針というのは、基本的な方針の第1部の中の最後に①～⑩というように書いてございますが、こちらのほうのまとめたものということでございます。

参考で一番右下に、基本的な考え方取りまとめの経緯だけ追記してございます。裏は、「第2部政策編」の中で、政策領域Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳということと、それから①～⑫分野、を具体的に記載しているというものでございます。

簡単でございますが、以上です。

○鹿嶋会長 先ほどから意見が出ているから、またどうですかというののもいかなものかと思いますが、どうぞ。

○勝間委員 そうしましたら、概要のほかにプレゼン資料は別立てで可能でしょうか。

○鹿嶋会長 事務局が答えるのは大変だと思いますが、私は基本的にはないと思っております。これで説明するしかないですね。メディア関係者も、優秀な人が多いからこれで十分ですよ、天日さん。

○天日委員 概要そのものはもうこれに尽きると思いますので、これでよろしいのではないのでしょうか。

○勝間委員 翌日、発表の後の新聞記事の状況次第で、皆さんにまた認識を変えていただきたいと思います。その後どういう報道がされたということについて。それが大々的に報道されて周知されたら、私が悪かったということになりますし、それがほとんど報道されてなかったら、次回から検討をお願いします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。一応きょうが最後ですけれども、全体を通じて言い忘れた、あるいはこういうふうにした等々はございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○鹿嶋会長 本日は私の想像以上にいろいろな意見が出ましたので、持ち帰りまして検討を加えさせていただきます。

きょうが答申前の最後の専門調査会ですので、基本的な考え方を含めた文言の修正については、会長である私に御一任いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、私のほうでも事務局と相談して、責任を持ってまとめて、男女共同参画会議に報告したいと思っております。

今後の予定につきまして、事務局から報告があります。

○伊藤調査課長 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方につきまして、今、会長がおっしゃったように、所要の修正を行った上で、男女共同会議に御報告する、内閣総理大臣に答申いただくということになるわけですけれども、詳細については決定いたしましたところでお知らせさせていただきたいと思います。

また、基本的な考え方を答申した後の専門調査会の開催等につきましても、また決定次第お知らせしたいと思えます。

○鹿嶋会長 それでは、本日の最後の議事です。資料3、男女共同参画会議計画策定専門調査会の第11回の議事録の案に移ります。本案により議事録を確定させることについて、特段の御意見あるいは御異議はありますか。よろしいですか。

○高橋委員 「史郎」は「史朗」でございますので。

○鹿嶋会長 大変失礼しました。訂正させていただきます。

ほかはよろしゅうございますか。ありがとうございます。

○二宮委員 成果目標の議論というのはいつごろどのような形で行われるのですか。

○鹿嶋会長 成果目標については答申の中には入っておりません。事務局、コメントはありますか。

○伊藤調査課長 こちらのほうは、前回3次計画でもそうでしたけれども、今回の答申は「基本的な考え方」ということでございますので、成果目標というのは特にここで定めているものではございませんが、この答申をいただきました後、政府としての計画案をつくることとなりますが、その際には目標みたいなものを織り込んだ形の計画案を準備しようと考えておまして、またその案ができましたところで専門調査会にお諮りするという形を考えているところでございます。

○鹿嶋会長 では、これで専門調査会を終了いたします。どうもありがとうございました。